

第3期介護保険事業計画の見直しに伴い、平成18年度から平成20年度までの第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料が以下のように変わります。

高齢者の所得に応じた負担を求める一方で、低所得者に対する負担の軽減を図り、5段階であった所得段階区分を6段階に分けています。税制改正によって介護保険料の所得段階区分が新第4段階と新第5段階に上がった方は、激変緩和措置として、平成18年度は保険料の増額分の約3分の1、平成19年度は約3分の2に抑えた保険料としています。

# 65歳以上の人の 介護保険料が 変わります

所得段階内訳	所得段階区分		対象範囲 (激変緩和措置)	平成18～20年度の 保険料額(年額)	
	旧	新			
第1段階	第1段階	第1段階	生活保護者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	25,100円	
	第2段階	第2段階	市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	25,100円	
		第3段階	市民税非課税世帯で、第2段階対象外の人	37,700円	
第3段階	第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税の人  <b>激変緩和措置</b> 2050年度の保険料は	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税の人	50,200円	
			税制改正前は新第1・第2段階であったが、改正によって新第4段階に上がった人	18年度 33,100円	
			税制改正前は新第3段階であったが、改正によって新第4段階に上がった人	18年度 41,700円	
			税制改正前は新第1・第2段階であったが、改正によって新第5段階に上がった人	19年度 41,700円	
			税制改正前は新第3段階であったが、改正によって新第4段階に上がった人	19年度 45,700円	
第4段階	第5段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円未満の人  <b>激変緩和措置</b> 2062年度の保険料は	本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円未満の人	62,800円	
			税制改正前は新第1・第2段階であったが、改正によって新第5段階に上がった人	18年度 37,700円	
			税制改正前は新第3段階であったが、改正によって新第5段階に上がった人	18年度 45,700円	
			税制改正前は新第4段階であったが、改正によって新第5段階に上がった人	19年度 54,200円	
			税制改正前は新第4段階であったが、改正によって新第5段階に上がった人	18年度 54,200円	
第5段階	第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が200万円以上の人		75,300円	

## 介護保険サービスの利用手続きも変わります

### ■住宅改修費支給手続き

介護保険で住宅を改修するには、改修工事の前に住宅改修計画書を提出していただき、承認を受ける必要があります。事前に承認を受けていないと、介護保険からの給付対象になりませんのでご注意ください。

### ■福祉用具購入費支給手続き

介護保険で福祉用具購入費の支給を受けるためには、県の指定を受けた特定福祉用具販売事業者で購入していただく必要があります。



詳しくは、ケアマネージャーもしくは下記担当課へおたずねください。

### 介護保険料・介護保険サービスに関する問合せ

市庁舎別館高齢介護課 TEL0897-56-5151

介護保険料に関すること：介護総務係 内線2361

介護保険サービスに関すること：介護認定給付係 内線2347

東予総合支所福祉課 高齢介護係 TEL0898-64-2700内線134

丹原総合支所福祉課 高齢介護係 TEL0898-68-7300内線281

小松総合支所福祉課 高齢介護係 TEL0898-72-2111内線123